

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年七月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

#### 一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第九次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあたっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目十五番八号 妙中 勇貴

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番千二百一